**大阪市水道局電気・機械設備維持管理連絡会議設置要綱**

（制定：平成27年３月31日工務部長決）

（最近改正：令和６年４月25日設備保全センター所長決）

（設　置）

第１条　水道局における電気・機械設備の補修、修繕等の維持管理に係る機器の仕様、機能並びに施工方法の適格化、統一化を図ることを目的として、大阪市水道局電気・機械設備維持管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、設計基準等に対する合理性、適格性、統一性の確認を審議する。

（構　成）

第２条　連絡会議は、委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長は、設備保全センター所長の職にある者をもって充てる。

３　委員は、別表の職にあるものをもって充てる。

４　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会　議）

第３条　連絡会議は、必要に応じ委員長が招集する。

２　委員長は、必要に応じて関係職員を連絡会議に出席させ、その意見を求めることができる。

（作業部会）

第４条　連絡会議の職務を行うため、作業部会を置く。

２　作業部会の部会長及び部会員は、委員長が指名する。

３　作業部会の部会長は、必要に応じ関係職員を作業部会に出席させ、その意見を求めることができる。

４　作業部会の部会長は、作業部会における議事について、適宜委員長に報告しなければならない。

（報　告）

第５条　委員は、関係職員に対し、連絡会議での議事及び決定事項を周知する。

（庶　務）

第６条　連絡会議の庶務は、設備保全センターにおいて処理する。

（施行の細目）

第７条　この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年５月１日から施行する。